

## 平成25年度岐阜県教科用図書東濃地区採択協議会 設置・運営方針

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び岐阜県教科用図書東濃地区採択協議会規約に基づき、平成25年度岐阜県教科用図書東濃地区採択協議会の設置・運営方針を下記のとおりとする。

### 記

- 1 「平成25年度教科用図書東濃地区採択協議会」(以下「協議会」)の設置について
  - (1) 各市教育委員会において5月31日(金)までに、「協議会」の設置に関する議決を終え、東濃地区教育長会長に報告する。
  - (2) 次の事項について、東濃地区採択協議会后、県教育委員会に報告する。
    - ① 「東濃地区採択協議会規約」、「設置・運営方針」、「採択基準」
    - ② 協議会について
      - ア 名称、目的、組織、構成(規約)
      - イ 委員の選出、委嘱の方法等(委嘱状)
      - ウ 委員の名簿
      - エ その他
- 2 最初の会の招集者  
東濃地区教育長会長とする。
- 3 運営方針
  - (1) 採択地区内では、8月5日(月)までに種目ごとに同一の教科用図書を採択することについての協議を終わること。
  - (2) 各市教育委員会は、「東濃地区採択協議会」(7月3日)の翌日から8月12日(月)までの期間中に採択を議決し、東濃地区採択協議会長に採択結果を報告すること。
  - (3) 全市教育委員会が採択結果を報告することにより、東濃地区採択が完了したものとすること。
  - (4) 各市教育委員会は、各学校への採択結果の通知を、東濃地区の採択完了以後とすること。
  - (5) 保護者等の幅広い視点から教科書についての意見が聞けるよう、「協議会」の採択委員の構成等を工夫改善すること。
  - (6) 協議の整わない場合に備え再協議が可能な採択日程を設定するとともに、手続き上のルールを「協議会」において明確にすること。
  - (7) 教科書採択の公正確保に万全を期すること。
- 4 協議会について
  - (1) 協議会の運営に係わる経費は、市の分担金を充てる。なお、会計報告及び次年度の予算についての審議は、9月の教育長会にて行う。